

企業会計基準委員会 御中

平成17年11月21日  
新日本監査法人  
業務監理本部管掌 田中 章

「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」及び「同適用指針(案)」に対する意見

貴委員会から平成17年10月19日に公表された企業会計基準公開草案第11号及び企業会計基準適用指針公開草案第14号について、下記のとおり意見を取り纏めましたので本日提出します。宜しく願い申し上げます。

記

1. 未公開会社の取扱いについて(会計基準案第11項及び第51項以下)

(注) 前回(平成16年12月)公表された公開草案に対するコメントとほぼ同様の趣旨である。

会計基準案では、公正な評価単価に代えて、単位当たりの本源的価値により、ストック・オプションの公正な評価額を算定することを許容しているが、本源的価値によった場合には、付与日における自社の株式の評価額が行使価格を上回る状態で付与された場合を除き、ストック・オプション価値がゼロとなる結果、事実上費用が計上されないこととなる。IFRSや米国基準では、未公開会社においても費用が計上されることとされているため、この取扱いでは国際的な理解を得られるかどうか懸念がある。

国際的な調和の観点をも踏まえて、未公開会社であっても、原則どおり付与日の公正な評価単価によるべきであると考え。未公開会社では、公正な評価単価について、信頼性をもって測定することが困難との消極意見があるが、株式オプション価格算定モデルのうち二項モデルによれば、未公開会社であっても信頼性がある見積りが可能であるとの積極意見も強いことから、測定方法に関するガイドラインを充実して、原則どおり費用認識することが会計基準の趣旨に合致するものと考え。

2. 費用計上の法的根拠について

「結論の背景」において、「ストック・オプションに対価性が認められる限り、これに対応して取得したサービスの消費を費用として認識することが適当であると考えられる。」(会計基準案第37項)とされている。

この取得した労働サービスの法的性格について会計基準案では触れられていないが、

新株予約権者に対する金銭以外の財産の給付（会社法・募集新株予約権に係る払込み第246条第2項）の一態様として、会社法の解釈上も含まれる旨を、労働サービスに対する費用計上の法的根拠として「結論の背景」に記載すべきである。

以上